

平成 23 年 2 月 15 日

受益者の皆様へ

エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社

「MFS日本株ファンド」(愛称：日本株オールマイティ)

償還(予定)のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は弊社の投資信託に格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社におきましては、下記の通り信託を終了し償還させていただく予定ですので、お知らせいたします。

かかる事態となりまして誠に遺憾であり、申し訳なく存じますが、どうぞ御了承いただきたく、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 償還を行う(予定)ファンドの名称

「MFS日本株ファンド」(愛称：日本株オールマイティ)

2. 予定している償還の理由

ファンドの純資産総額は平成 22 年 12 月末現在で約 8 億 3,000 万円となっており、信託約款第 49 条第 7 項に定める繰上償還の基準である 30 億円を大幅に下回っております。

純資産残高の減少はここ数年来の傾向であり、弊社といたしましては残高増大に努めてまいりましたが、ここ 2 年ほどはさらに残高が減少し、10 億円にも満たない状況が続いております。かかる状況下、運用の効率性が次第に損なわれており、誠に遺憾ではございますが、弊社の運用力を受益者の皆様に十分にご提供できるだけのファンドの維持は困難と判断するに至りました。

こうしたことから、投資信託契約を解約することがやむをえないと判断し、平成 23 年 4 月 21 日をもちまして信託を終了し償還を行わせていただく予定でございます。

つきましては、償還時点の価額に基づきまして、受益者の皆様に資金をお返しすることを予定しておりますので、ご理解のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

3. 償還の手続きおよび日程

(1) 日程

日本経済新聞公告日	平成 23 年 2 月 15 日
異議申立期間	平成 23 年 2 月 15 日 ~ 平成 23 年 3 月 16 日
信託契約の解約届出日	平成 23 年 3 月 24 日(予定)
買取請求期間	平成 23 年 3 月 25 日 ~ 平成 23 年 4 月 13 日(予定)
償還日	平成 23 年 4 月 21 日(予定)

新聞公告日現在の受益者は、異議申立期間中に、エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社に対して書面をもってこの償還について異議申立ができます。

異議申立にかかる受益者の受益権の合計口数が、新聞公告日現在の受益権口数の 2 分の 1 を超えた場合には、償還を行いません。この場合、償還を行わない旨を、速やかに日本経済新聞にて公告いたします。

異議申立の受益者の受益権口数の合計が、新聞公告日現在の受益権総口数の 2 分の 1 を超えず、償還が行われる場合の償還金のお支払は、平成 23 年 4 月 22 日以降を予定しております。詳しくは取扱販売会社までお問い合わせください。

(2) 異議申立の方法について

償還にご同意される場合は、異議申立の必要はございません。

予定しております上記償還に対し、異議のある受益者の方は、下記宛に、官製はがき等の書面に以下の内容をご記入の上、次の宛先まで平成 23 年 3 月 16 日必着でご郵送ください。

1) 宛先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関一丁目4番2号 大同生命霞が関ビル16階
エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社

2) ご記入いただく内容

住所 氏名(署名・捺印) 電話番号(日中連絡先) ファンド名(「MFS日本株ファンド」とご記入ください) 取引販売会社、取引(支)店名、口座番号 平成23年2月15日現在の保有口数償還に反対する旨
--

複数の販売会社で口座をお持ちの方、同一販売会社であっても複数口座をお持ちの方は、保有するすべての取扱販売会社、取引(支)店名、口座番号をご記入ください。

ご記入内容に不備等がある場合には、異議お申立を受付できなくなる場合がありますので、ご注意ください。異議お申立の受益者の受益権口数確認のため、取扱販売会社に対して口数等の確認を行います。その際に、必要がある場合には、本人確認のための書類等をいただくことがあります。

異議申立に際して委託会社および販売会社へいただいた個人情報、「MFS日本株ファンド」の償還に関して、改正前の投資信託及び投資法人に関する法律第30条および第30条の2に係る異議申立の受益権口数の管理および反対者の買取請求手続のみを利用目的とし、他の目的には使用いたしません。

(3) 異議申立の受益者の買取請求手続について

異議お申立の受益者の受益権口数の合計が、新聞公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えず、償還が行われる場合には、異議のお申立の受益者は、以下の手続により、自己の有する当該ファンドの受益権について、投資信託財産による買取を請求することができます。

買取請求期間 平成23年3月25日から平成23年4月13日 午後3時まで
受託銀行が買取請求必要書類を受け付けた日とします。この期間以外の請求はできません。

弊社より異議申立の受益者に対して「買取請求のご案内」を発送

買取請求必要書類の記入

取扱販売会社へ買取請求必要書類の預け入れ

取扱販売会社から受託銀行へ買取請求必要書類の送付

(注)実務上は、取扱販売会社から委託会社へ送付。その後委託会社から受託銀行へ送付。

受託銀行での買取請求必要書類の受理および当該投資信託財産による買取の実行

受託銀行からご指定の銀行口座への買取代金のお振込み

以上の買取請求は、償還に異議を申立てた受益者が、法令に基づいて受託銀行に対して行うものであり、販売会社に対する買取請求ではありません。買取価額は当該受益権が有すべき公正な価額(受託銀行が必要書類を受理した日に算出される基準価額)となります。なお、買取にかかる収益は、個人の受益者の方はご自身での確定申告が必要になりますのでご注意ください。法人の受益者の方は7%(所得税7%)の税率で源泉徴収されます。(いずれも非課税扱いの受益者の方を除きます。)この他に、振込送金手数料、郵送費用等がかかります。具体的な税務上の扱いについては、税務専門家へのお問い合わせをお勧めします。

なお、以上のような諸般の手続が必要となるため、買取代金のお支払までには、通常の解約請求より日数を要する可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

異議申立期間中、買取請求期間中ともに、償還への異議申立の有無にかかわらず、取扱販売会社にてご解約のお申込みを受付けております。ただし、買取請求を行った受益権につきましては、解約のお申込みを行うことはできませんので、ご注意ください。

当買取請求必要書類により委託会社、販売会社および受託銀行へいただいた個人情報は、改正前の投資信託及び投資法人に関する法律第30条の2に係る反対者の買取請求手続を利用目的とし、他の目的には使用いたしません。

以上

ご不明な点は、 エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社 電話番号 03-5510-8550 までお問い合わせください
